

NPO法人化について勉強し、法人化を進めよう！

八東川清流クラブの「NPO法人化」について、現在、鋭意勉強を進めているところですが、「NPO(Non Profit Organization)法人化」に関するおさらいをしてみましょう。

- 【法人化の効果】：法人格を有しない団体名では不可能な銀行口座の開設、事務所の賃借、不動産の登記、電話の設置などが可能となります。また、社会的な信用が高まり、各種の支援(寄付金、補助金、情報入手等)などを受けるのに有利となる場合があります。
- 【対象となる活動】：特定非営利活動促進法で定められる17種の活動のどれかに該当する活動であれば可能です。私達の活動で該当するものを上げると①環境の保全、②子供の健全育成、③まちづくりの推進、④男女共同参画社会の形成促進、⑤社会教育の推進、⑥情報化社会の発展を図る活動等があり、私達の活動はNPO法人の対象活動として条件を満たしています。
- 【設立の手続き】：法律に定められた書類を添付した「申請書」を鳥取県知事に提出し、設立の認証を受けることが必要です。(書類は、①定款、②役員名簿、③設立趣意書、④事業計画書、⑤収支予算書などです。又申請から設立登記の届出までのフローは別紙を参照願います)。「申請書」に問題がなければ、通常4ヶ月以内に認定通知されます。
- 【法人格取得後の義務等】：法律に従って活動することとなりますが、以下の注意が必要です。
①事業報告書などの情報公開と所轄庁への提出、②納税(条件を満たせば免除される場合があります)
(※国税：法人税(所得に対して)、※地方税：①法人県民税(均等割=2万円+1,000(環境税)、法人税割=法人税額の5.0%、事業税=所得に対して)、②法人町民税(均等割=5万円、法人税割=法人税額の12.3%))
- 【今後の課題】：(1)各種の申請書類について、会員相互で検討し合意を得ること。
(2)納税に関して、免除が可能かどうか及び免除条件について県及び役場に確認すること。
- 【NPO法人とNPOとは】：NPO法人とは特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したNPOを指し正式には特定非営利活動法人といえます。NPOは、法人格の有無に関わらず営利を目的としない社会貢献活動を行っている民間組織を指します。つまりNPOはNPO法人のみを指すわけではなく、法人格を持たない任意団体等も含まれます。

例会模様 (44回・H20.01.26)

第44回・例会(H20.01.26(土)、8名出席)の様子は以下のとおりです。

I. 平成20年度事業計画の概要について

(1)川のクリーン化Gr

(ア)八東川クリーン作戦(住民参加)は、4月27日(日)に計画する。(・子供が多く参加できるような工夫を考えることとしました。・その他、「豚汁を振舞う」とか「焼き芋を行う」とかの意見も出ましたが、今後検討していくこととなりました。)

(イ)活動を活性化するため、「魚の放流」等も考えてはどうか?とかの意見も出ました。

(2)親水イベントGr

・リダ不在では有りましたが、例年どうり(ア)カヌー等の川遊びフェスティバルを7月に計画してはという意見が出ました。

(3)教育・学習Gr

・現在、検討中ですが、(ア)他グループとの意見交換会を計画したいとの意向がありました。

(4)その他について

・その他、(ア)小畑川の源流探検、(イ)小学生を対象とした勉強会等を計画してはどうか?等の意見が出ました。

II. NPOの勉強会について

(1)NPO法人化後の税金について、事務局長より説明があり議論を行いました。

・①国税=法人税(所得に対して課税)、②県税=均等割(21,000)+法人税割(法人税の5%)、③市町村民税=均等割(50,000)+法人税割(法人税の12.3%)【注】法人税、及び法人税割は所得がなければ0円となる

・県税の均等割(21,000)および市町村民税の均等割(50,000)は、条件をクリアすれば免除となる可能性があるため、その条件での活動を行う方向となりました。

・均等割が免除となる条件については、今後、県及び市町村に確認することとしました。

(2)会長(案)の「八東川清流クラブ定款」について皆でレビューを行いました。

・第一章：総則、第二章：目的及び事業、第三章：会員、第四章：役員及び職員、第五章：総会についてレビューを終了し、次回例会で、第六章～第十章について行います。

各グループのH20年度事業計画の検討について

今回の例会(3月1日(土))では、議題として「H20年度各グループの事業計画」について検討(議論)したいと思います。

については、各グループで事前に検討を行い、例会での披露をお願いします。

今後の活動計画について

- (1)平成20年度事業計画の策定：1月～3月末
(2)平成19年度事業報告：～3月末
(3)NPO設立準備：1月～
(4)決算・予算及び総会：～3月末
(5)八東川クリーン作戦：4月27日(日)

【次回の例会】

・日時：3月1日(土) 19:00～

・場所：八東公民館

2F会議室

・議題等

①各グループのH20年度の事業計画について

②NPO法人化に関する勉強会(定款の検討)

③その他

【欠席の方は事前に事務局まで連絡願います】

携帯：090-7132-7290(矢部)